

公営住宅家賃の誤徴収について

公営住宅の家賃を決定する事務処理で誤りがあり、一部の入居者の方から、家賃を過大に徴収しておりました。

入居されている皆様に多大なご迷惑をおかけし、また、市民の皆様の信頼を損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

早急に全容を解明するとともに、今後は再発防止策を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1. 概要

公営住宅の家賃は、名義人及び同居者の過去1年間の所得金額の合計から各種人的控除を行い、月額に直したものを基に決定しています。

全国の一部の自治体において、名義人が被扶養者となる場合の「老人扶養」、「特定扶養」に係る控除の適用方法に誤りがあることが判明したため、国土交通省住宅局住宅総合整備課から事務連絡が発出され、令和6年7月10日付で島根県から県内市町村に適用方法に誤りがないか確認するよう通知がありました。

これに応じて、本市の取扱いを調査したところ、通知と同様な適用方法の誤りを確認しました。

- ・老人扶養：70歳以上の方の扶養に係る控除
- ・特定扶養：16歳以上23歳未満の方の扶養に係る控除

2. 過大徴収額の把握状況

(1) 老人扶養控除

名義人が被扶養者となる場合の「老人扶養」に係る控除を行っていないことにより、家賃が本来の額より高額となったもの。

- ・過大徴収対象世帯： 11世帯（令和元年度から令和6年度）
- ・過大徴収額： 1,618,700円

※平成30年度以前は、正しく適用しており過大徴収はありませんでした。

(2) 特定扶養控除

名義人が被扶養者となる場合の「特定扶養」に係る控除を行っていないことにより、家賃が本来の額より高額となったもの。

- ・現在調査中です。

3. 今後の対応

- (1)今年度分家賃については、9月分から正しい家賃を適用します。
- (2)本年9月末を目途に実態を調査・把握します。
- (3)過大徴収の全容が判明した後、その内容を改めて公表します。
- (4)過大徴収した入居者には、速やかに返還手続きを行います。

4. 再発防止策

- (1)家賃算定に係る制度・法令の解釈を改めて行い、内容を正確に把握し、課内研修を行うなど、組織的な情報の共有化を図ります。
- (2)家賃算定の業務にあたっては、マニュアルやチェックリストの点検・見直しを行うとともに、システムを活用した再チェック、複数の職員によるチェックを強化・徹底します。

5. その他

「老人扶養控除」が誤っていた事例

＜父・母・子の3人世帯（所得税法上、子が父・母を老人扶養しているケース）＞

・名義人が同居者を老人扶養している場合は正しく計算

父・母の老人扶養控除を適用していた。

・名義人が同居者から老人扶養されている場合は誤って計算

父の老人扶養控除(点線部分)を適用していなかった。

